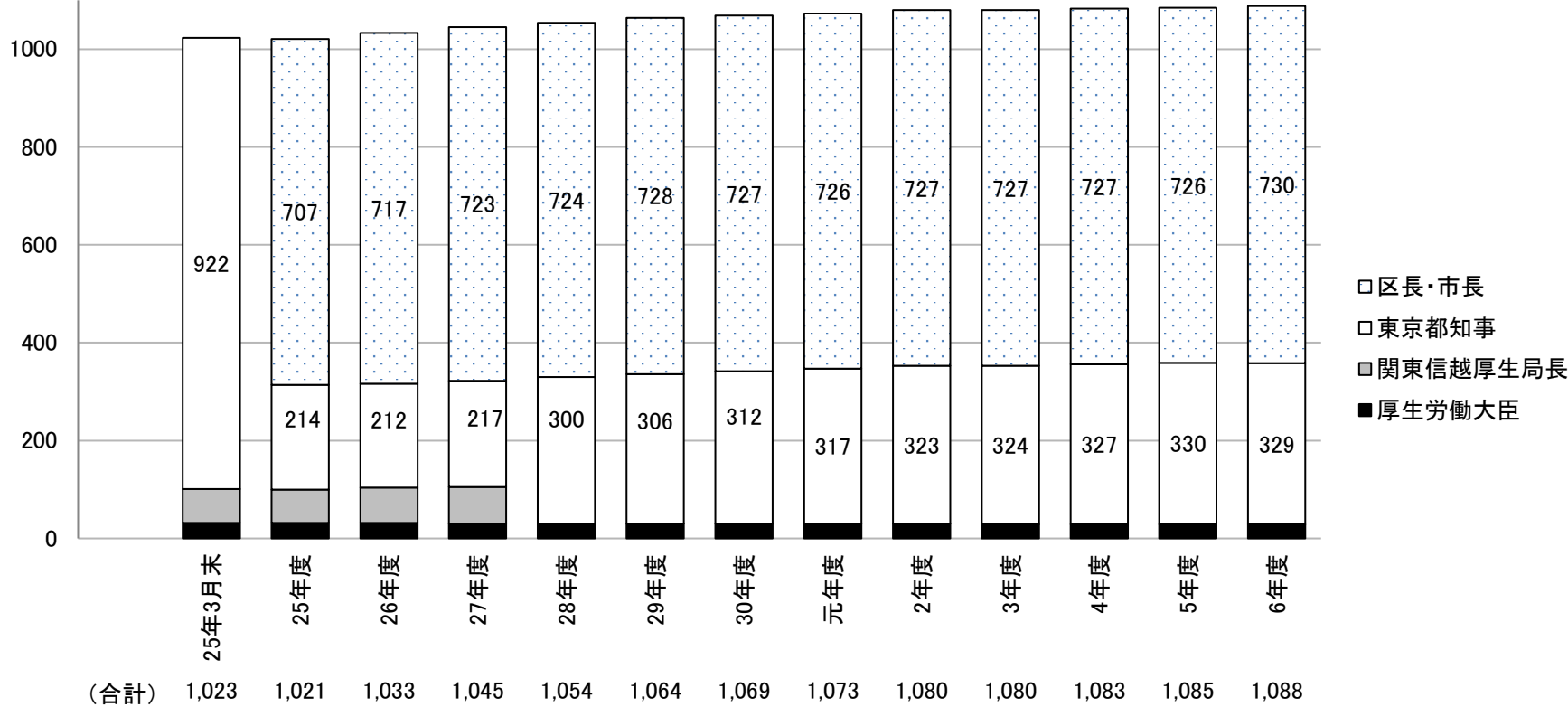


都内社会福祉法人の所轄庁別法人数の推移(毎年度4月1日現在)

【所轄庁の区分】

①東京都知事	東京都内に法人の主たる事務所があり、以下の②・③以外の場合
②特別区長・市長	法人の事業が1つの特別区・市の地域内で行われる場合
③厚生労働大臣	法人の事業が全国を単位として行われる場合等



(注1) 平成25年4月1日、「基礎自治体への権限移譲」に伴い、都から区市への所轄庁変更があった。

(注2) 平成28年4月1日、地方厚生局から都道府県への権限移譲に伴い、関東信越厚生局から都への所轄庁変更があった。